平成２３年（フ）第２３号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目11番地の３
債務者　佐藤　安惠
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
徳島市新浜町１丁目５番１―132号
債務者　木下貴美子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
富山市辰尾205番地　市営住宅110号
債務者　竹森　良行
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
富山市茶屋町135番地４
債務者　上野　　衛
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
広島県福山市曙町５丁目７番16号
債務者　福島世志美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３号
山口県柳井市柳井3073番地５
債務者　吉崎　和成
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６号
山口県大島郡周防大島町大字久賀1119番地１
債務者　堀脇　信也
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１５号
山口県岩国市旭町２丁目６番36号
債務者　岩浪　吉彦
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１６号
山口県岩国市海土路町２丁目76番12号
債務者　福島屋信男
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１８号
山口県岩国市玖珂町5280番地22
債務者　石津　　寛
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２１号
山口県岩国市玖珂町4243番地
債務者　石橋　久司
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９６号
高知市長浜4439番地13　改住３号
債務者　矢野秋二郎
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９７号
高知市長浜4439番地13　改住３号
債務者　矢野　博子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３４号
高知県土佐市宇佐町福島67番地２
債務者　臼木　康祐
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口411番地２
ハピネスＡＵＮ106号
債務者　下道　秀徳
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子276番地125
債務者　早川智佐子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７３号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森16番地117
債務者　瀬川　正人
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１５号
盛岡市砂子沢第11地割63番地
債務者　佐々木芳樹
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部